

会 員 殿

社団法人 大阪府トラック協会
会 長 坂 本 克 巳

「過積載」運行の防止について (ご協力お願い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に積極的なご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、「過積載」運行は“法”違反として輸送秩序を乱すのみでなく、悲惨な重大事故をも誘発する大変危険な行為であります。

このため、協会といたしましてはかねてから「過積載」運行の根絶と事故防止に向け積極的に各種事業を推進・対処いたしております。

しかしながら、依然として経済状況は厳しく、政府による各種経済対策の効果も見えず、事業の存続が危ぶまれる状況にあります。このため、コスト削減が優先され安全確保・コンプライアンスが軽視され違法行為を誘発する恐れがあることも否定できません。

つきましては、会員のみなさまにおかれましては、運行管理者・運転者等に対して過積載等の違法行為のなきよう、より一層のご指導をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、「過積載」運行の排除にあたりましては、荷主各位の積極的なご理解とご協力が不可欠であるとの観点から、本年度も関係行政機関・労組などで構成する「過積載防止対策懇談会」において協力要請文書ならびにリーフレットを作成し、近畿運輸局大阪運輸支局の協力要請文書を添え、大阪府下の産業・経済団体に対してご協力をお願いいたしておりますことを申し添えます。

荷主団体各位

過積載防止対策懇談会 【過積載運行撲滅へのご協力お願い】

謹啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、交通運輸行政並びにトラック運送業界に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は国内貨物輸送の大宗を占め、荷主の皆様のニーズに迅速かつ確実に対応するため、日々最大限の努力を傾けており、その結果、我が国の産業、経済の発展や国民生活に必要な不可欠な事業として大きく貢献しているところであり、また、震災等未曾有の事態が発生した場合には、トラック運送が被災地への支援物資の輸送や、ライフライン復旧のための資材搬入など震災支援の重要な役割を担っています。

このような状況のもと、トラック運送業界も依然として厳しさの続く経済情勢の中、各社の経営状況は一段と困難の度合いを強めていますが、安全や環境面では、より一層の取組を行い、懸命の努力を継続して頂いているところです。

他方、悪質な違反を原因とする交通事故が後を絶たず、「安全・安心」に対する取組みの強化がますます必要であり、トラック運送業界におきましても、交通事故防止と安全対策の実効ある強化が大きな課題となっております。

この様な中、自動車の最大積積量を超過して違法に貨物を運送する「過積載運行」は、過大な重量による制動力や操舵能力の低下から交通事故を起こす危険性が極めて高く、死傷者を伴う重大事故の惹起や、車両コストの増大と燃費の低下につながり、より良い環境整備への取組みの阻害原因ともなります。

このため、過積載運行につきましても、道路交通法等で禁止され、過積載となることを知りながら貨物を受渡しますと、荷主の皆様にも刑事的責任が科せられることとなっております。また、貨物自動車運送事業法により、荷主の依頼で「過積載運行」が行われた場合、近畿運輸局長は当該荷主に対し、違反行為の再発防止を図るための「勧告」を行い、併せて過積載運行を行ったトラック運送事業者（以下、事業者という）に対しては、事業用自動車の使用停止処分を行うとともに、違反を繰り返す事業者には、「事業の停止」や「許可の取消」を行う等厳正に対処しております。さらに、過積載運行を下命・容認した場合には、7日間の営業停止処分が課せられる等、より厳しい行政処分となっております。

過積載運行の撲滅は、トラック事業者の法令厳守を求めると同時に、荷主の皆様のご理解、ご協力がなければ解決し得ないものと考えております。このため、私ども過積載防止対策懇談会では、貴団体並びに加盟各荷主の皆様に対しまして、過積載撲滅へのご理解、ご協力をお願いするものです。

別添のリーフレット「過積載撲滅にご協力を!」を活用頂き、今後とも事故の防止とトラック運送事業の健全な発展のためにご理解・ご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

過積載防止対策懇談会構成団体(順不同)

近畿経済産業局／大阪労働局／近畿地方整備局／近畿運輸局／近畿運輸局大阪運輸支局／大阪府／大阪市／大阪府警察本部／西日本高速道路(株)／阪神高速道路(株)／(社)大阪府トラック協会／大阪交通運輸産業労働組合協議会(全日本運輸産業労働組合大阪府連合会・全国交通運輸労働組合総連合関西地方総支部トラック部会・日本郵政グループ(JP労組)近畿郵便輸送支部・日本自動車運転士労働組合大阪支部・新運転関西職別労供労働組合・全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部)／全日本港湾労働組合関西地方本部／大阪交通運輸労働組合共闘会議(全日本建設交運一般労働組合大阪府本部)

過積載運行は大きな社会問題です!

「過積載運行」・「過労運転」は、輸送の安全の確保、輸送秩序の確立を期するうえから、道路交通法、貨物自動車運送事業法等で明確に禁止されています。しかし、「過積載運行」については依然として後を絶たず、大きな社会問題となっています。

そのため、事業者が過積載運行を下命、容認していた場合、車両停止処分に加えて、即、事業停止処分が科されることとなりました。

この「過積載運行」の撲滅には、荷主・運送事業者等関係者が一丸となった取り組みが強く求められています。

荷主のみなさまへ

「過積載運行」の撲滅には、荷主のみなさまのご理解とご協力をいただかなければ、その実効が期待できないのが実情です。

貨物を引き渡されるとき、過積載とならないよう重量のチェックなどのご協力をお願いします。

過積載運行につきましても、道路交通法等で禁止され、過積載となることを知りながら貨物を受渡ししますと、荷主の皆様にも刑事的責任が科せられることとなっております。

つきましては、安全確保のため、過積載の撲滅についてより一層のご理解をお願いします。

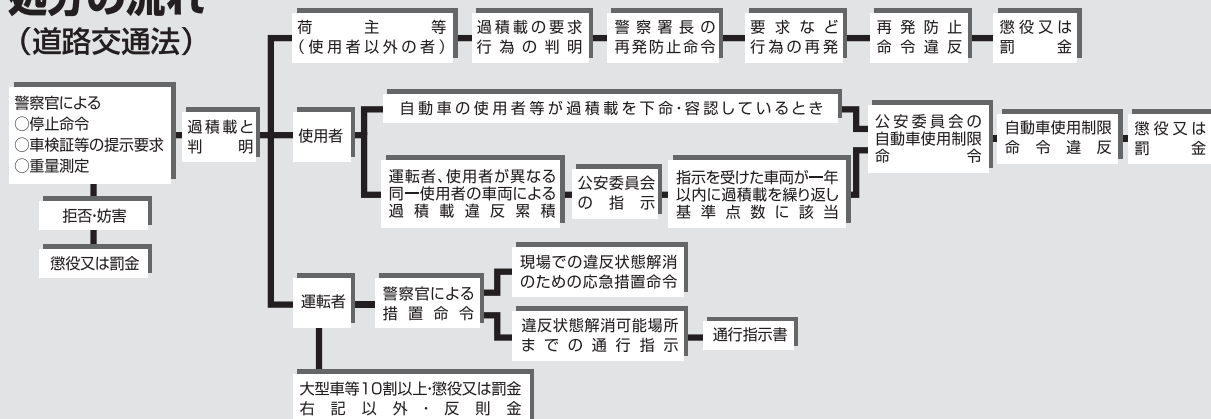
運賃・料金制度への正しいご理解とご協力を!

各運送事業者が国土交通大臣に届出た運賃・料金を不当に低く抑えることは、結果として「過積載運行」を誘発することになり、ひいては重大事故に結びつくこともあります。

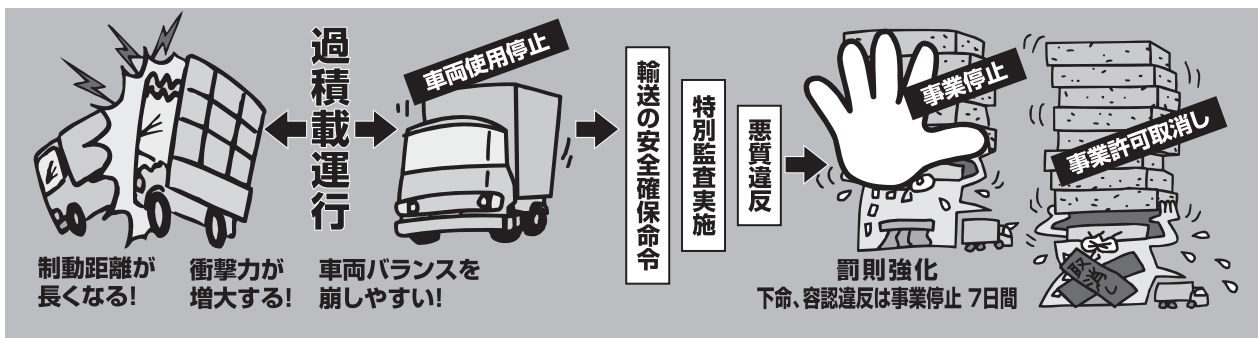
また、トラック運送事業者は、運送取引の公正化・利益保護の観点から独占禁止法に基づき、平成16年公正取引委員会告示第1号により、「特殊指定」を受けました。

加えて、下請法が改正され、運送に関する役務提供委託において、下請代金の減額・買いたたき等についての禁止項目が示されました。違反されますと独占禁止法・下請法に基づく勧告など排除措置等が講じられることになります。

処分の流れ (道路交通法)



「過積載」は、輸送の安全を損ない、「事業許可の取り消し」にもつながります。
荷主のみなさまもご理解を…!



大 運 監 第 368 号
平成 23 年 11 月 9 日

荷主団体代表 殿

近畿運輸局

大阪運輸支局長



過積載運行撲滅へのご協力お願い

謹啓、貴団体におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素から国土交通行政に対して、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、トラック運送事業は国民生活に密着した消費関連貨物から産業活動に至る貨物まで幅広い輸送を担い、我が国の産業、経済の発展や国民生活に必要な事業として大きく貢献しているところであり、また、震災等未曾有の事態が発生した場合には、トラック運送が被災地への支援物資の輸送や、ライフライン復旧のための資材搬入など震災支援の重要な役割を担っています。

このような状況のもと、トラック運送業界も依然として厳しさの続く経済情勢の中、物流の担い手として安全や環境面では、より一層の取組みを行い、交通事故の防止、排気ガスや騒音等の交通公害の防止などに懸命の努力を継続して頂いているところです。

他方、悪質な違反を原因とする交通事故が後を絶たず、交通事故防止と安全対策の実効ある強化が大きな課題となっています。

特に、これらの重大な原因となる過積載運行につきましては、トラック運送事業者に対してあらゆる機会を通じて指導・啓発を行うとともに、荷主の皆様方にもかねてよりご協力をいただき、その撲滅に取り組んでいるところですが、依然として過積載による運送は後を絶たないのが実情であります。

過積載運行は車両制動時の停止距離が延びるため、交通事故発生の重要な一因となるほか、衝突した際の衝撃が大きいため重大事故の原因となり、道路・橋梁等に損傷を与え排気ガスの排出量も増加するなど、環境にも多大な悪影響を及ぼすこととなります。

過積載運行の禁止は、トラック運送事業者の基本的遵守義務であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上で重要な課題であり、事業者自らが法令を遵守する自覚が第一であります。過積載運行の撲滅を図るためには、荷主の皆様方のさらなるご理解とご協力が不可欠であります。

つきましては、貴団体におかれましても、従前にもまして過積載運行の撲滅にご協力を賜りますとともに、傘下会員の皆様にご趣旨の徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。